

【人権の窓】

子どもへの虐待とは？

1 虐待にはどのようなものがあるのでしょうか？

(1) **身体的虐待；**

殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど、子どもに対する身体的な暴力。

(2) **性的虐待；**

子どもに性的な行為やいたずらをすること。父親が娘を対象にすることが多い。

(3) **心理的虐待；**

「おまえなんかどうして産んだんだろうね」などと言ったり（言葉による脅し）、子どもからの働きかけにこたえなかったり（無視）、拒否的な態度を示すことで、子どもの心を傷つける（心理的外傷を与える）こと。

(4) **ネグレクト（放置、保護の怠慢）**

健康状態を損なうほどの不適切な養育、あるいは子どもの危険についての重大な不注意。例えば、家に監禁する、学校に登校させない、重大な病気になっても医者へ連れていかない、十分な栄養を与えない、ひどく不潔なまま放置するなど。

2 なぜ虐待が起こるのでしょうか？

(1) **親の生育歴の問題；**

親自身が虐待を受けて育った場合は、他者への不信感や低い自己肯定感をもたらし、安定した人間関係を持ちにくくなったりします。暴力を受けた体験は、自分が子どもを育てるときに再現しやすく、子どもに暴力をふるいややすくなります。また、親から得られなかつた愛情や信頼を、わが子との関係で満たそうとして親子の役割逆転が生じたりします。

(2) **家庭の環境；**

夫婦関係が不安定で、一方が支配し、その配偶者が服従するという関係の中で、虐待を黙認するということが起きます。また、精神的に親になりきれない場合やアルコール依存症や精神的な問題を抱えている家庭の場合などは、生活上の不満やストレスが虐待を引き起こしやすくなります。

(3) **社会からの孤立；**

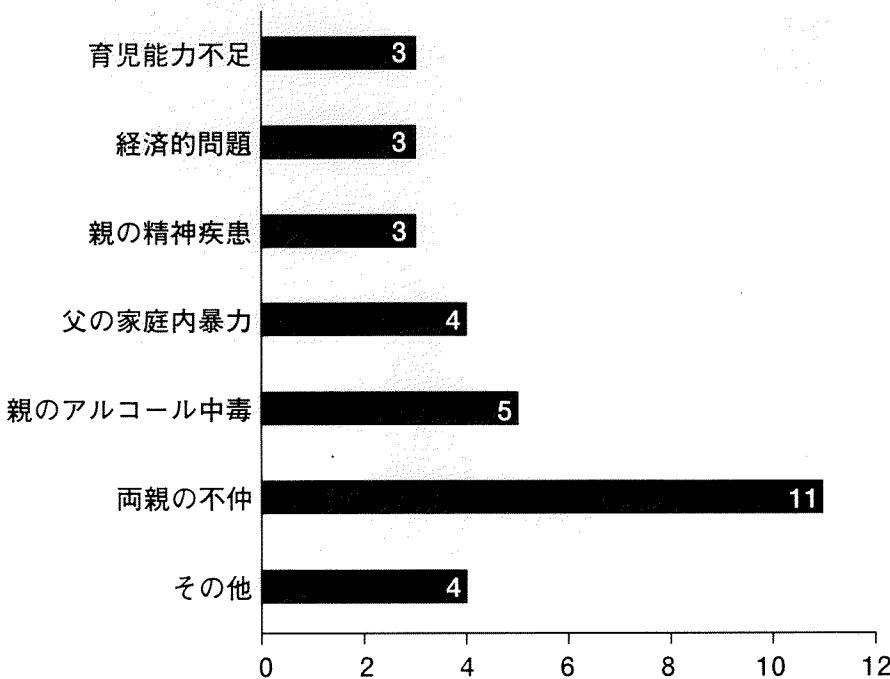
地域や親族との関係がうすく、孤立しがちな家庭は虐待の発見が遅れたり深刻化したりすることになります。

(4) **子ども自身の要因；**

慢性疾患を持っていたり、障害があったり、しばしば「手のかかる子」「育てにくい子」と言われたりする子は、親がその対応に追われ、拒否的感情を持ち虐待してしまう場合があります。

子どもの身体的虐待の起きた家庭で抱えていた様々な問題

(長野赤十字病院小児科での33ケースから)



3 虐待に気がついたら

児童福祉法では、虐待などを見つけた人は福祉事務所または児童相談所へ「通告」をしなければならないと定めています。とかく、虐待に気づいても、「間違ったらどうしよう」とためらったり、「相手にあとで恨まれる」、「面倒に巻き込まれる」などの思いから自分たちのところだけに抱え込んでしまいかがです。「通告」というと重大なイメージですが、一応の情報提供や協力援助を依頼するという感じで関係機関につなげていくことです。通告は、電話でしてもかまいません。虐待が疑われたら、まず通告することが大切です。通告を受けた児童相談所等では、誰が通告してきたかや通告の内容を保護者などに知らせることはできません。

4 援助の基本的考え方

一般に虐待に対してはマイナスイメージを持ち、保護者に対して否定的、批判的な対応をしがちですが、それでは保護者との関係がうまくいかなくなり、かえって問題の解決が困難になります。援助の基本として、否定的、批判的ではなく、共感的な対応をし、保護者を支えるという考え方方が大切です。

※参考図書：「子ども虐待防止の手引き」長野県児童虐待防止連絡会編